

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例の規定による違反者の氏名等の公表【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】 3
- 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局港湾整備部計画課】 4
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 8

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【港湾空港局港営部港営課】 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 18
- 北九州港港湾計画の改訂の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】 23

◇ 上下水道局

- 下水道事業受益者負担金賦課対象区域の変更【上下水道局総務経営部営業課】 36

◇ 教育委員会

- 北九州市指定文化財の指定【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】 37

◇ 区 公 告

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】	3 8
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】	4 1
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】	4 5
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】	4 6
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】	5 1
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】	5 3
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】	5 5
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】	6 0
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】	6 1

北九州市告示第435号

北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（令和4年北九州市条例第25号。以下「条例」という。）第13条第1項及び北九州市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（令和4年北九州市規則第41号）第6条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月15日

北九州市長 武内和久

1 当該公表をされるべき者の氏名及び住所

株式会社エース 代表取締役 徳平大貴

岡山市北区奉還町一丁目10番11-903号

2 当該公表をされるべき者の店舗等の名称及び所在地

だるま

北九州市小倉北区京町二丁目7番7号ONOビル2階

3 当該命令の内容及び公表の原因となる事実

令和5年9月5日に小倉都心客引き行為等禁止区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目3番21号先において条例第9条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行わせたことについて、同月25日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年10月27日に同区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目3番21号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

北九州市告示第436号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 武内和久

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司二丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、響町一丁目、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区

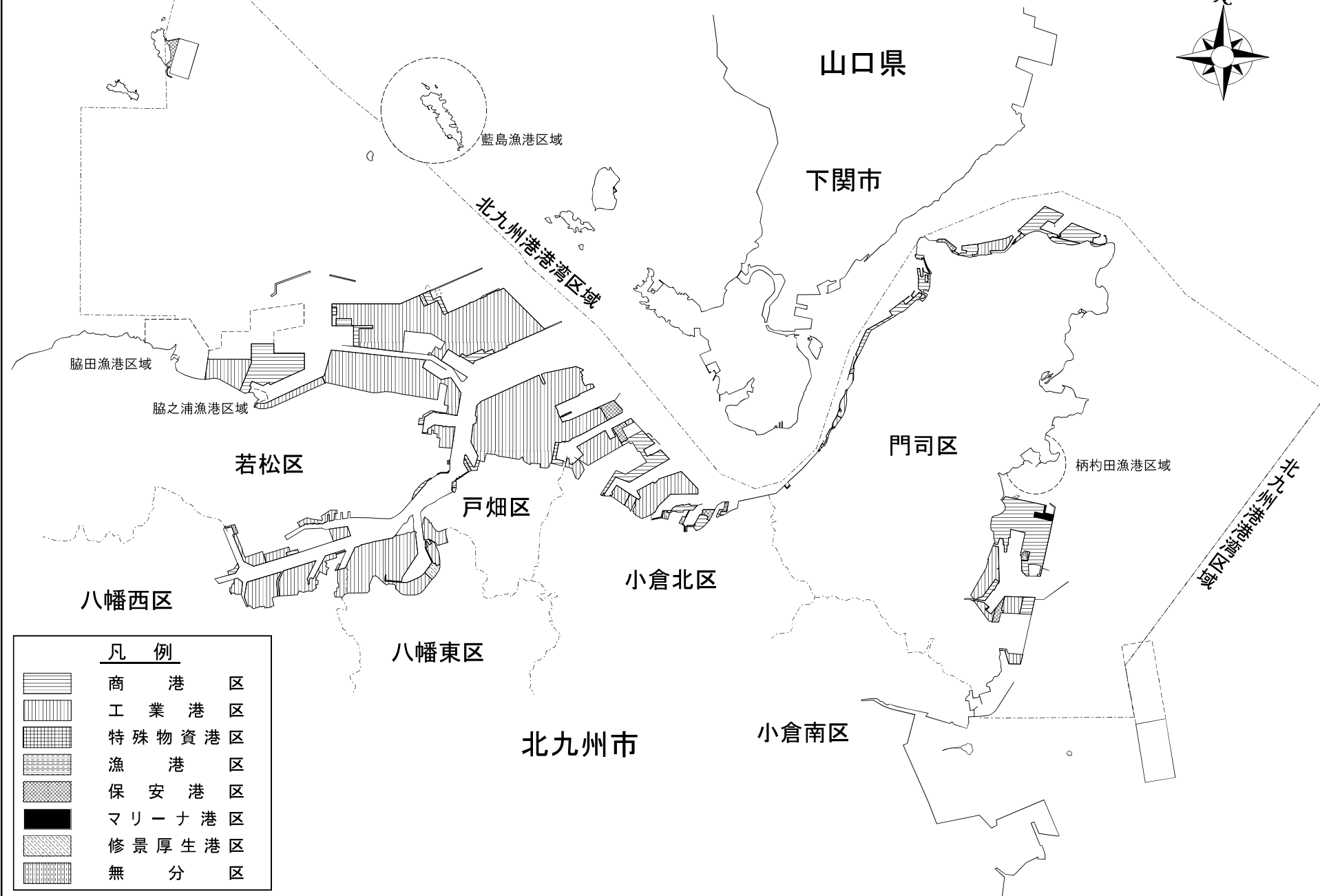
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図
次の図面のとおり

北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



凡 例	
	商 港 区
	工 業 港 区
	特殊物資港区
	漁 港 区
	保 安 港 区
	マリーナ港区
	修景厚生港区
	無 分 区

北九州市告示第437号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和5年1月15日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	3台	令和5年1月29日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 5 年 1 月 1 7 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 2 台	令和 5 年 1 月 2 8 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 5 年 1 月 2 2 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 1 月 1 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 1 月 1 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 2 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 7 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 8 日	
	7 台	令和 5 年 1 月 9 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 4 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 6 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 2 1 日	
	3 台	令和 5 年 1 月 2 8 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 2 9 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 1 月 1 4 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 5 年 1 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番

	3台	令和5年1月7日	下城野自転車保管所
	2台	令和5年1月8日	
	1台	令和5年1月9日	
	2台	令和5年1月13日	
	3台	令和5年1月14日	
	3台	令和5年1月17日	
	2台	令和5年1月21日	
	1台	令和5年1月27日	
	1台	令和5年1月29日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和5年1月13日	北九州市若松区響南町8番
若松渡船場前周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和5年1月13日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和5年1月1日	
	1台	令和5年1月8日	
	1台	令和5年1月24日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2台	令和5年1月16日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和5年1月15日	藤田自転車保管所
I R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和5年1月8日	北九州市八幡西区長崎町2番

J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 1 月 6 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	4 台	令和 5 年 1 月 7 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 5 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 1 6 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 7 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 2 4 日	
	4 台	令和 5 年 1 月 2 9 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 5 年 1 月 1 1 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	9 台	令和 5 年 1 月 2 1 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 1 月 1 0 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 1 月 2 日	
	3 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 2 4 日	

北九州市公告第824号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月15日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和6～8年度介護保険料納入通知書作成・封入封かん等業務委託一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日

(4) 履行場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年

1月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

イ 日時 この公告の日から令和6年2月1日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月2日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで。

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年1月10日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年1月10日午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月1日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年2月2日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5号第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13号第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2771

6 Summary

(1) Contract Details

Outsourcing of the preparation, enclosure, sealing etc., of Long-Term Care Insurance premiums payment notification for fiscal years Reiwa 6-8

(2) Deadline of Tender(in hand)

2:00p.m., February 2, 2024

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., February 1, 2024

(4) For further information, please contact:

Long-Term Care Insurance Division, Public Health and Welfare Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第 8 2 5 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市太刀浦第 1 コンテナターミナル電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区太刀浦海岸

北九州市太刀浦第 1 コンテナターミナル

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 6 年 1 月 1 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 5 年 1 2 月 2 9 日から令和 6 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号

北九州市港湾空港局港営部港営課

イ 日時 この公告の日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 6 年 1 月 1 0 日午後 5 時までに競争参加の申出書を北九州市港湾空港局港営部港営課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 6 年 1 月 1 0 日午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札方法 郵便入札

(6) 入札書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 6 年 1 月 3 1 日午後 5 時までに必着のこと。

(7) 開札日時 令和 6 年 2 月 1 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市港湾空港局港営部港営課

〒801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

電話 093-321-5951

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Tachinoura No.1 Container Terminal of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., January 31, 2024
- (3) For further information, Please contact:
Port Management & Operation Division, Port Management & Operation Department Seaport and Airport Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 8 2 6 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 6 7 5 万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和 6 年 8 月 3 0 日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して 2 4 日前までに公告する。

ア 6 8 6 万枚 令和 6 年 1 月頃

イ 7 7 5 万枚 令和 6 年 4 月頃

ウ 7 7 0 万枚 令和 6 年 6 月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和 5 年 8 月 4 日

(7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が135万枚以上であるものに限る。）があること。

（4） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年1月5日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和6年1月22日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月23日の午前9時か

ら午後 2 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和 6 年 1 月 4 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 5 日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和 6 年 1 月 5 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 提出場所

第 1 号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和 6 年 1 月 15 日から同月 22 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 23 日午前 9 時から午後 2

時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和6年1月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和6年1月23日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 6,750,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., January 23, 2024

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., January 22, 2024

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 8 2 8 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、北九州港港湾計画の改訂の概要を次のとおり公告する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 武 内 和 久

1 港湾計画の改訂の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要（平成 2 4 年北九州市公告第 2 6 号）によりその概要を公告した北九州港港湾計画について、2 0 3 0 年代後半における取扱貨物量を 1 億 2 , 0 8 0 万トン、船舶乗降旅客数を 1 5 5 万人と想定して改訂した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
新門司沖地区	4 . 5	2	1 6 0	一般船用
新門司北地区	1 0	1	2 4 0	一般船用
	8 . 5	1	2 5 7	フェリー船用
	7 . 5	1	2 2 0	一般船用
新門司南地区	9	1	2 2 0	R O R O 船用
	7 . 5	1	1 8 0	R O R O 船用
太刀浦地区	1 0	2	2 6 0	一般船用
	4 . 5	1 8	1 , 0 9 0	廃止
西海岸地区	1 1	2	4 2 0	旅客船用
砂津地区	7 . 5	1	2 0 0	旅客船用
日明地区	5 . 5	1	3 2 1	一般船用
戸畑地区	7 . 5	3	3 9 0	一般船用
	4 . 5	1	8 0	一般船用
黒崎地区	8 . 5	1	1 6 0	一般船用
二島地区	8 . 5	1	1 6 0	一般船用
響灘東地区	1 3	1	2 5 0	一般船用
	1 2	2	4 6 0	一般船用
	1 0	2	3 6 0	一般船用

	7. 5	1	1 3 0	一般船用
響灘西地区	9	1	2 2 0	R O R O 船用
	5. 5	1	3 0 0	一般船用

イ 物揚場

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
新門司北地区	4	4 4 0	廃止
砂津地区	2. 5	5 0	一般船用
響灘東地区	4	4 8 1	一般船用

(2) 専用埠頭計画

ア 岸壁

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
新門司南地区	7. 5	2 6 0	計画削除
許斐地区	1 3	4 6 0	一般船用
	6	2 6 0	一般船用
戸畑地区	6. 5	1 6 0	一般船用
	5. 5	1 0 0	一般船用
黒崎地区	9	3 2 5	廃止
	6. 6	4 5	廃止
	5. 5	5 0	廃止

イ ドルフィン

地区名	水深 (メートル)	バース数	用途
井ノ浦地区	4	1	廃止
	3	2	
	2. 5	1	
戸畑地区	7	1	一般船用
黒崎地区	4 ~ 5. 5	8	廃止
二島地区	4	2	廃止
北湊地区	2. 5	1	廃止
響灘東地区	6	2	一般船用

ウ 物揚場

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
門司港レトロ地区	4	145	一般船用
許斐地区	3	120	一般船用
北湊地区	4	116	廃止
響灘東地区	4	200	一般船用

(3) 水域施設計画

ア 航路

地区名	水深 (メートル)	幅員 (メートル)
戸畑地区	17	400～980
響灘東地区	17	350～700

イ 泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
新門司北地区	10	1
	8.5	—
	7.5	—
新門司南地区	9	1
	7.5	1
戸畑地区	7.5	1
黒崎地区	8.5	1
二島地区	8.5	1
響灘東地区	17	2
	13	1
	12	1
	12	1
	10	1
	7.5	—
響灘西地区	9	—

以下の施設を廃止する。

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
響灘東地区	7.5	—

ウ 航路・泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
戸畑地区	9	2
	7.5	3
二島地区	8.5	5
響灘東地区	1.7	3.7
	1.3	3.5
	1.2	1.4
	1.0	4
	7.5	—
	5.5	—
響灘西地区	1.5	—

以下の施設を廃止する。

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
響灘東地区	7.5	—

(4) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長 (メートル)
新門司北地区	第2防波堤(沖)	100
新門司南地区	第1防波堤	1,460
響灘東地区	響灘東第3防波堤	120

(5) 小型船だまり計画

地区名	船だまり名	港 湾 施 設
田野浦地区	田野浦船だまり	物揚場 水深 2.5 m 延長 96 m 埠頭用地 1ヘクタール 物揚場廃止 延長 115 m
日明地区	日明第1船だまり	物揚場 水深 3 m 延長 300 m 埠頭用地 1ヘクタール
	日明第3船だまり	物揚場 水深 3.5 m 延長 530 m 埠頭用地 1ヘクタール
響灘西地区	響灘西第1船だまり	物揚場 水深 4 m 延長 440 m 埠頭用地 1ヘクタール
	響灘西第3船だまり	防波堤 延長 230 m 防波堤撤去 延長 100 m

以下の施設を廃止する。

地区名	船だまり名	港 湾 施 設
太刀浦地区	太刀浦漁船だまり	物揚場 水深 2 m 延長 110 m 防波堤 延長 40 m

(6) 臨港交通施設計画

ア 道路

名称	起点	終点	車線数等
新門司北4号道路	新門司北12号埠頭	新門司北3号道路	2
新門司南埠頭1号道路	新門司6号埠頭	市道新門司3号線	2
新門司南埠頭2号道路	新門司7号埠頭	市道新門司3号線	2
田野浦道路	市道門司大久保1号線	和布刈地区	2
響灘東埠頭3号道路	響灘東埠頭	響灘東埠頭2号道路	2
響灘東埠頭4号道路	響灘北埠頭	響灘東埠頭1号道路	2
響灘南埠頭3号道路	響灘南埠頭	響灘貯木場1号道路	2

ひびき 5 号線	響灘西埠頭	ひびき 3 号線	2
----------	-------	----------	---

以下の施設を廃止する。

名称	起点	終点	車線数等
田野浦道路	田野浦埠頭	市道門司大久保 1 号線	2

イ 軌道

以下の施設を廃止する。

名称	起点	終点
田野浦臨港鉄道	田野浦埠頭	門司港レトロ地区

(7) 廃棄物処理計画

海面処分用地

地区名	面積 (ヘクタール)
新門司北地区	3
新門司南地区	4.9
太刀浦地区	1.6
響灘東地区	6.2
	2.2

(8) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
新門司北地区	1.0
太刀浦地区	5
	1
門司港レトロ地区	1

砂津地区	2
八幡地区	1
響灘東地区	6
	3
響灘西地区	4
	1
	1

以下の計画を削除する。

地区名	面積 (ヘクタール)
門司港レトロ地区	1

以下の施設を削除する。

地区名	面積 (ヘクタール)
響灘西地区	15

(9) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
新門司沖地区	20	海面処分用地
新門司北地区	3	海面処分用地
新門司南地区	1	埠頭用地
	49	海面処分用地
太刀浦地区	16	海面処分用地
許斐地区	4	工業用地

戸畑地区	1 1	工業用地
黒崎地区	1	埠頭用地
響灘東地区	1 3 8 4	埠頭用地 海面処分用地

イ 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
新門司沖地区	1	埠頭用地
	2 0	海面処分用地
新門司北地区	3 2	埠頭用地
	1 5 3	港湾関連用地
	4	交流厚生用地
	1 8	交通機能用地
	3 1	緑地
新門司南地区	3	海面処分用地
	1 7	埠頭用地
	2 1	港湾関連用地
	9 6	工業用地
	1	交通機能用地
	1 1	危険物取扱施設用地
白野江地区	2	緑地
	4 9	海面処分用地
太刀浦地区	1	埠頭用地
	1	港湾関連用地
田野浦地区	5 7	埠頭用地
	4 3	港湾関連用地
	3	交通機能用地
	1 0	緑地
	1 6	海面処分用地
田野浦地区	1 5	埠頭用地
	5	港湾関連用地
	2 4	工業用地

	1 3 5	交通機能用地 危険物取扱施設用地
門司港レトロ 地区	8 1 4 3 3 3 6	埠頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地
西海岸地区	1 3 3	埠頭用地 港湾関連用地
大里地区	1 2 1 3	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地
砂津地区	8 1 0 5 1 7 2 7 8	埠頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地
許斐地区	1 4 7	工業用地
日明地区	2 9 5 7 8 5 1 1 1	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 危険物取扱施設用地 緑地
戸畑地区	1 0 1 0 6 9 2 1 4 2 1 1	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地

八幡地区	1 8 3 2 1 2 9 7 6	埠頭用地 交流厚生用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地
黒崎地区	8 2 1 7 3	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地
二島地区	3 7 2	埠頭用地 工業用地
若松地区	2 1 1 2	埠頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 緑地
北湊地区	5 3 9 5	埠頭用地 工業用地 交通機能用地
響灘東地区	4 9 4 9 1 9 1 9 5 9 1 1 4 1 1 7	埠頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 工業用地 交通機能用地 緑地 海面処分用地
響灘西地区	5 0 1 0 3 2 3 8 2 2 6 3 2	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地 緑地 廃棄物処理施設用地
白島地区	1 6	危険物取扱施設用地

(10) 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

以下の区域を削除する。

地区名	港 湾 施 設
田野浦地区	水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 4 4 0 m 埠頭用地 2 ヘクタール 交通機能用地（臨港鉄道） 1 ヘクタール

(1 1) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

地区名	港 湾 施 設
響灘西地区	水深 1 5 m 岸壁 2 バース 延長 7 0 0 m 水深 1 0 m 岸壁 2 バース 延長 3 4 0 m 埠頭用地 4 0 ヘクタール 港湾関連用地 4 8 ヘクタール 交通機能用地 9 ヘクタール

(1 2) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

地区名	港 湾 施 設
響灘東地区	水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 3 0 m 埠頭用地 8 ヘクタール

(1 3) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港 湾 施 設
新門司南地区	水深 9 m 泊地 面積 1 ヘクタール 水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m 臨港道路 新門司南埠頭 2 号道路
響灘東地区	水深 1 3 m 泊地 面積 1 ヘクタール 水深 1 2 m 泊地 面積 1 ヘクタール 水深 1 2 m 泊地 面積 1 ヘクタール 水深 1 3 m 航路・泊地 面積 3 5 ヘクタール 水深 1 2 m 航路・泊地 面積 1 4 ヘクタール

	響灘東第3防波堤 延長120m 水深13m 岸壁1バース 延長250m 水深12m 岸壁2バース 延長460m 臨港道路 響灘東埠頭3号道路 臨港道路 響灘東埠頭4号道路
響灘西地区	水深9m 泊地 水深9m 岸壁1バース 延長220m 臨港道路 ひびき5号線

(14) 大規模地震対策施設

ア 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港湾施設
黒崎地区	水深8.5m 岸壁1バース 延長160m

イ 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港湾施設
新門司北地区	水深8.5m 岸壁1バース 延長257m 水深8m 岸壁2バース 延長476m 臨港道路 新門司北3号道路 臨港道路 新門司北道路 臨港道路 新門司1号道路
新門司南地区	水深9m 岸壁1バース 延長220m 水深7.5m 岸壁1バース 延長180m 臨港道路 新門司南埠頭1号道路 臨港道路 新門司南埠頭2号道路
響灘西地区	水深15m 岸壁1バース 延長350m 水深9m 岸壁1バース 延長220m 臨港道路 ひびき1号線 臨港道路 ひびき2号線 臨港道路 ひびき3号線 臨港道路 ひびき5号線

(15) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

響灘東地区において、港湾施設の規模や配置等を見直したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を削除する。

(16) 物資補給等のための施設

地区名	港 湾 施 設
新門司北地区	水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m
砂津地区	水深 2.5 m 物揚場 延長 50 m
響灘東地区	水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m 水深 4 m 物揚場 延長 481 m
響灘西地区	水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 300 m

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市上下水道局公告第183号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第5条第1項の規定により、下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 門司区

(1) 住居表示実施区域

町名	変更前後の別	地番
新門司北一丁目	前	2番8から2番13まで及び3番4から3番7まで
	後	2番8、2番10から2番13まで及び3番4から3番7まで

北九州市教育委員会告示第1号

北九州市文化財保護条例（昭和45年北九州市条例第32号）第4条第1項の規定に基づき、北九州市指定文化財を次のとおり指定する。

令和5年12月15日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

1 新たに指定するもの

指定区分	名称	所在場所 (保管場所)	所有者の 住所氏名
有形文化財 (考古資料)	有毛太郎坊山遺跡経 塚出土品 一括	北九州市八幡東区 東田二丁目4番1 号	北九州市小倉北 区城内1番1号 北九州市

北九門公告第 25 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 4 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 15 日

門司区長 谷 延 正 夫

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーゼリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動向 調査（国土交通省か らの委託）	令和 4 年 5 月 25 日	白野江一丁目から 白野江四丁目まで
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 学校法人慶應義 塾大学 学長 伊藤公平	新たな時代における 子どもの学びと育ち についての全国調査	令和 4 年 6 月 14 日	上馬寄一丁目及び 上馬寄二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第 15 回メディアに 関する全国世論調査 （公益財団法人新聞 通信調査会からの委 託）	令和 4 年 6 月 28 日	柳町三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	社会と暮らしに関す る意識調査	令和 4 年 8 月 4 日	黒川西一丁目及び 高砂町
一般社団法人新 情報センター	令和 4 年度消費者意 識基本調査（消費者	令和 4 年 9 月 22 日	東新町一丁目

事務局長 山本 恭久	庁からの委託)		
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	高齢者の健康に關する調査（内閣府からの委託）	令和4年1 0月12日	小松町及び小森江 一丁目から小森江 三丁目まで
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府からの委託）	令和4年1 0月12日	新原町、別院及び 柳原町
株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査（厚生労働省からの委託）	令和4年1 0月24日 、同月26 日及び同月 27日	区内全域
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	社会意識に關する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年1 1月9日	長谷一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	令和4年度国語に關する世論調査（文化庁からの委託）	令和4年1 1月30日	高田一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	生活と社会・情報に ついての意識調査	令和4年1 2月16日	寺内一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	日本家計パネル調査 （学校法人慶応義塾 大学からの委託）	令和5年1 月17日	柳町一丁目、柳町 三丁目及び柳町四 丁目
一般社団法人中	2023年全国放送	令和5年3	下二十町

中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	サービス接触動向調 査	月 7 日	
--	----------------	-------	--

北九北公告第1号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和4年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

小倉北区長 園 秀 一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2022年全国放送サービス接触動向調査	令和4年5月12日	須賀町
株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託）	令和4年5月25日	下富野一丁目から下富野三丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	参議院選挙に関する調査（学校法人同志社大学からの委託）	令和4年6月9日	足原一丁目及び足原二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 学校法人慶應義塾大学 学長 伊藤公平	新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査	令和4年6月14日	大手町、中井四丁目及び中井五丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	人権擁護に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年7月7日	足原二丁目
一般社団法人新	消費動向調査	令和4年8	今町二丁目及び熊

情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 内閣府経済社会 総合研究所 所 長 増島 稔		月 9 日	谷一丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	令和 4 年度消費者意 識基本調査 (消費者 庁からの委託)	令和 4 年 9 月 2 2 日	足立二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	新型コロナウイルス 感染症に関する世論 調査	令和 4 年 1 0 月 4 日	泉台一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	令和 4 年度食育に関 する意識調査 (農林 水産省からの委託)	令和 4 年 1 0 月 7 日	富野台
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	こども・若者の意識 と生活に関する調査 (内閣府からの委託)	令和 4 年 1 0 月 1 2 日	下富野三丁目及び 神幸町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	子どものいる世帯の 生活状況および保護 者の就業に関する調 査 2 0 2 2 (第 6 回 子育て世帯全国調査) (独立行政法人労 働政策研究・研修機 構からの委託)	令和 4 年 1 0 月 1 7 日	足原一丁目、足原 二丁目、足立一丁 目から足立三丁目 まで、大島一丁目 から大島三丁目ま で、黒原一丁目か ら黒原三丁目まで 、小文字一丁目、

			小文字二丁目、山門町及び下富野五丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第5回家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託）	令和4年1月19日	緑ヶ丘一丁目及び緑ヶ丘二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和4年度土地問題に関する国民の意識調査（国土交通省からの委託）	令和4年1月19日	霧ヶ丘三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	自衛隊・防衛問題に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年1月21日	井堀一丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査（厚生労働省からの委託）	令和4年1月24日から同月26日まで、同月28日及び同月31日	区内全域
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	情報と社会についての調査（学校法人大阪商業大学からの委託）	令和4年1月9日	原町一丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	家族と性と多様性にかんする全国アンケート（学校法人早稲田大学からの委託）	令和4年1月29日	高尾一丁目及び高尾二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和4年1月30日	泉台三丁目
一般社団法人中	日本家計パネル調査	令和5年1	清水一丁目から清

中央調査社 会長 境 克彦	(学校法人慶応義塾 大学からの委託)	月 17日	水四丁目まで
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀 行情報サービス 局 局長 上口 洋司	生活意識に関するア ンケート調査(第9 4回)	令和5年2 月17日	高峰町

北九南公告第20号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和4年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

小倉南区長 尊 田 利 文

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
北九州市	令和4年国民健康・栄養調査	令和4年9月2日	大字市丸

北九南公告第 2 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定に基づき、令和 4 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

小倉南区長 尊 田 利 文

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インター サーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動向 調査（国土交通省か らの委託）	令和 4 年 5 月 2 5 日	朽網西一丁目及び 朽網西二丁目
株式会社日経リ サーチ 代表取 締役社長 新藤 政史 （共同申出者） 文部科学省国立 教育政策研究所 所長 浅田和 伸	第 2 回 O E C D 国際 成人力調査（P I A A C）	令和 4 年 5 月 2 6 日	葛原高松二丁目及 び葛原東一丁目か ら葛原東三丁目ま で
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 （共同申出者） 認可法人日本銀 行情報サービス 局 局長 山田 泰弘	生活意識に関するア ンケート調査（第 9 1 回）	令和 4 年 6 月 3 日	大字長野、西水町 及び蜷田若園一丁 目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する 調査（株式会社野村 総合研究所からの委 託）	令和 4 年 6 月 7 日	南方二丁目

一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 学校法人慶應義塾大学 学長 伊藤公平	新たな時代における 子どもの学びと育ち についての全国調査	令和4年6 月14日	守恒一丁目及び守 恒二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	生涯学習に関する世 論調査(内閣府から の委託)	令和4年6 月28日	企救丘四丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	社会と暮らしに関す る意識調査	令和4年8 月4日	西水町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	防災に関する世論調 査(内閣府からの委 託)	令和4年8 月4日	横代北町三丁目及 び横代北町四丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	福島第一原発事故に 伴って発生した除去 土壌等の最終処分 に関するアンケート調 査(国立大学法人大 阪大学からの委託)	令和4年8 月17日	中貫一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長	全国メディア意識世 論調査	令和4年9 月6日	吉田にれの木坂二 丁目

吉田理恵			
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年9月6日	若園四丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年9月13日	葛原四丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣官房からの委託）	令和4年9月21日	大字吉田、上吉田三丁目及び下吉田一丁目から下吉田四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年10月7日	下石田一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	高齢者の健康に関する調査（内閣府からの委託）	令和4年10月12日	上曾根三丁目から上曾根五丁目まで
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府からの委託）	令和4年10月12日	上曾根四丁目、上曾根五丁目、下曾根一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目及び中曾根東二丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査（厚生労働省からの委託）	令和4年10月18日、同月20日及び同月24日から同月26日まで	区内全域
一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田潤治	若者の意識と生活に関する調査／生活と意識に関する世代比	令和4年11月8日	横代北町一丁目から横代北町三丁目まで

	較調査（国立大学法人東京学芸大学からの委託）		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年1月9日	朽網西五丁目
株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 村上清幸	令和5年度家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省からの委託）	令和4年1月17日	上吉田四丁目
株式会社ナビット 代表取締役 福井泰代	市民の社会貢献に関する実態調査（内閣府からの委託）	令和4年1月25日	下石田一丁目から下石田三丁目まで
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	家族と性と多様性にかんする全国アンケート（学校法人早稲田大学からの委託）	令和4年1月29日	下曾根四丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和4年度国語に関する世論調査（文化庁からの委託）	令和4年1月30日	中曾根一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	生活と社会・情報についての意識調査	令和4年1月26日	志井四丁目及び志井五丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	健康情報についての全国調査（国立研究開発法人国立がん研究センターからの委託）	令和5年2月28日	葛原高松一丁目及び葛原高松二丁目
一般社団法人中	2024年全国放送	令和5年3	徳力団地

<p>中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>サービス接触動向調 査</p>	<p>月 7 日</p>	
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>2023年度全国個 人視聴率調査</p>	<p>令和5年3 月8日</p>	<p>朽網東一丁目</p>

北九若公告第 27 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 4 年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 15 日

若松区長 奥野 静人

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 新藤政史 (共同申出者) 文部科学省国立教育政策研究所 所長 浅田和伸	第 2 回 OECD 国際成人力調査 (PIAAC)	令和 4 年 5 月 26 日	くきのうみ中央、塩屋四丁目、ひびきの北、ひびきの南一丁目及びひびきの南二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事長 五十嵐隆	新型コロナウイルス感染症流行による親子の生活と健康への影響に関する実態調査	令和 4 年 9 月 8 日	塩屋二丁目から塩屋四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長	家庭と男女の役割に関する国際比較調査	令和 4 年 9 月 13 日	本町三丁目

吉田理恵			
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 代表取締役社長 山口重樹	人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査(厚生労働省からの委託)	令和4年10月4日	古前一丁目及び古前二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府からの委託)	令和4年10月12日	上原町、迫田町及び棚田町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	生活時間に関するオンライン調査(国立大学法人東京大学からの委託)	令和4年10月13日	波打町及び西園町
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査(厚生労働省からの委託)	令和4年10月26日から同月28日まで	区内全域
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 上口洋司	生活意識に関するアンケート調査(第93回)	令和4年12月8日	東二島二丁目及び東二島三丁目

北九東公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和4年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

八幡東区長 喜洲 淳哉

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第15回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託）	令和4年6月28日	諏訪二丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和4年度消費者意識基本調査（消費者庁からの委託）	令和4年9月22日	枝光一丁目から枝光三丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	障害者に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年10月13日	大蔵二丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査（厚生労働省からの委託）	令和4年10月28日	区内全域
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和4年11月30日	山王二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治（共同申出者）	生活意識に関するアンケート調査（第93回）	令和4年12月8日	尾倉一丁目から尾倉三丁目まで

認可法人日本銀行 行情報サービス 局 局長 上口 洋司			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	日本家計パネル調査 (学校法人慶応義塾 大学からの委託)	令和5年1 月17日	春の町一丁目から 春の町四丁目まで
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	健康情報についての 全国調査(国立研究 開発法人国立がん研 究センターからの委 託)	令和5年2 月28日	宮田町

北九西公告第13号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和4年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

八幡西区長 神野 洋一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーヂリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動向 調査（国土交通省か らの委託）	令和4年5 月25日	別当町、堀川町及 び本城学研台一丁 目
株式会社日経リ サーチ 代表取 締役社長 新藤 政史 （共同申出者） 文部科学省国立 教育政策研究所 所長 浅田和 伸	第2回OECD国際 成人力調査（PIA AC）	令和4年5 月26日	大字穴生、泉ヶ浦 一丁目及び泉ヶ浦 二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 学校法人慶應義 塾大学 学長 伊藤公平	新たな時代における 子どもの学びと育ち についての全国調査	令和4年6 月14日	本城学研台二丁目 及び本城学研台三 丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	人権擁護に関する世 論調査（内閣府から の委託）	令和4年6 月28日	上上津役三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第15回メディアに 関する全国世論調査 （公益財団法人新聞	令和4年6 月28日	さつき台一丁目及 びさつき台二丁目

	通信調査会からの委託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	社会と暮らしに関する意識調査	令和4年8月4日	浅川二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	防災に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和4年8月4日	下上津役二丁目及び下上津役元町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 上口洋司	生活意識に関するアンケート調査(第92回)	令和4年9月8日	青山二丁目及び青山三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	家庭と男女の役割に関する国際比較調査	令和4年9月13日	西鳴水二丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査(内閣官房からの委託)	令和4年9月21日	永犬丸一丁目から永犬丸五丁目まで、永犬丸西町一丁目から永犬丸西町

			四丁目まで及び鷹見台一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和4年10月4日	馬場山緑
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	和4年度食育に関する意識調査(農林水産省からの委託)	令和4年10月7日	永犬丸東町二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和4年10月7日	松寿山三丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府からの委託)	令和4年10月12日	春日台二丁目、春日台三丁目及び春日台五丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	障害者に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和4年10月13日	上上津役五丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査(厚生労働省からの委託)	令和4年10月18日、同月20日、同月24日及び同月27日	区内全域
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第5回家計と貯蓄に関する調査(一般財団法人ゆうちょ財団からの委託)	令和4年10月19日	小嶺台二丁目及び小嶺台三丁目
一般社団法人中	令和4年度土地問題	令和4年1	永犬丸一丁目及び

中央調査社 会長 境 克彦	に関する国民の意識調査（国土交通省からの委託）	0月19日	永犬丸二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	自衛隊・防衛問題に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年1月21日	本城東一丁目
株式会社インテ ーリサーチ 代表取締役社長 村上清幸	令和5年度家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省からの委託）	令和4年1月10日	金剛三丁目及び金剛四丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	家族と性と多様性にかんする全国アンケート（学校法人早稲田大学からの委託）	令和4年1月29日	浅川日の峯一丁目から浅川日の峯四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	生活と社会・情報についての意識調査	令和4年1月16日	本城三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	2023年度人生100年時代における生活設計に関する調査（公益財団法人生命保険文化センターからの委託）	令和5年2月16日	若葉一丁目から若葉三丁目まで
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 （共同申出者） 認可法人日本銀	生活意識に関するアンケート調査（第94回）	令和5年2月17日	上の原四丁目、永犬丸東町一丁目及び永犬丸東町二丁目

行情報サービス 局 局長 上口 洋司			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	健康情報についての 全国調査（国立研究 開発法人国立がん研 究センターからの委 託）	令和5年2 月28日	さつき台一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2025年全国放送 サービス接触動向調 査	令和5年3 月7日	岸の浦二丁目

北九戸公告第 2 3 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

戸畑区長 武 田 信 一

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
北九州市	令和 4 年国民健康・栄養調査	令和 4 年 9 月 2 日	東大谷二丁目及び東大谷三丁目

北九戸公告第24号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和4年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和5年12月15日

戸畑区長 武田 信一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和4年6月7日	西大谷二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	中学生・高校生の生活と意識調査2022	令和4年6月7日	中原西一丁目及び 中原西二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	人権擁護に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年7月7日	新川町及び初音町
一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田潤治	通信利用動向調査（総務省からの委託）	令和4年7月13日	銀座一丁目、千防一丁目、西大谷二丁目及び丸町二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長	全国メディア意識世論調査	令和4年9月6日	南鳥旗町

吉田理恵			
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年9月6日	千防一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 （共同申出者） 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 上口洋司	生活意識に関するアンケート調査（第92回）	令和4年9月8日	沢見一丁目及び沢見二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年9月13日	旭町及び三六町
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣官房からの委託）	令和4年9月21日	川代一丁目、川代二丁目、銀座一丁目及び元宮町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和4年10月7日	椎ノ木町
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査（厚生労働省からの委託）	令和4年10月25日	区内全域
株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 村上清幸	令和5年度家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省からの委託）	令和4年11月15日	沢見二丁目
一般社団法人中央調査社 会長	令和4年度国語に関する世論調査（文化	令和4年11月30日	東大谷一丁目

境 克彦	庁からの委託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	健康情報についての 全国調査（国立研究 開発法人国立がん研 究センターからの委 託）	令和5年2 月28日	北鳥旗町及び南鳥 旗町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2023年度全国個 人視聴率調査	令和5年3 月8日	浅生三丁目